
平成27年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第6日)

平成27年6月18日(木曜日)

議事日程(第6号)

平成27年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第36号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第2 議案第35号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第3 議案第37号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第4 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第5 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第6 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第36号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第2 議案第35号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第3 議案第37号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第4 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第5 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第6 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	…	間 省二君
町民生活課長	……………	杉 英樹君	健康保険課長	……………	徳永 恵子君
福祉課長	……………	河野 辰己君	税務課長	……………	宮崎守一朗君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	中里 祐二君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第36号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。

平成27年第2回定例会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分においてその審査の経過と結果について御報告いたします。

審査日時は、6月16日、17日の2日間です。審査場所は第1委員会室において、常任委員会全員出席、要点筆記事務局長、関係課長、職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

なお、今回は高鍋警察署に表敬訪問に出かけました。

最初、総務課関係では歳入として、昨年までは宮崎県消費者行政活性化基金事業であったものが名称変更され、今回、宮崎県消費者行政推進交付金事業補助金として6月に県のほうで、予算化されたため今回歳入に上げたとの説明がありました。

歳出では、諸費は報償費として暮らしのアドバイザー活動謝金、法律相談謝金であると

の説明がありました。

次に、需要費は、消耗品費として消費者行政にかかる啓発物品、パンフレット、カレンダー、風船、ボールペン等であるとの説明がありました。

委員より暮らしのアドバイザーの3名の選考はどのように行ったのかとの問いに、公募により行い女性3名との答弁がありました。

また委員より、その3名はどのような知識を持っておられるのかとの問いに、既に研修を受けられている方々で、現在も研修を受けておられるとの答弁でありました。

また委員より、アドバイザーとしての役割はどの問いに、相談の窓口的存在であり、情報提供なども行っているとの答弁でした。加えて謝金が年間1人、1万5,000円ということで、ボランティアに近い活動をされているとの答弁でありました。

昨年度は39件の相談があったが、一番多かったのが振り込め詐欺やオレオレ詐欺について半数以上の相談があったとの答弁でありました。

委員より、法律相談についてはどれくらいの回数を予定しているのかとの問いに、昨年は11月と12月に、一日6コマで2回行っていたが、今年度は一日4コマで3回開催予定であるとの答弁でありました。

次に、政策推進課関係より、説明を受けました。

歳入では、国庫補助金の総務管理費補助金として社会保障・税番号制度システム整備費補助金705万1,000円です。内容は、住基システム、年金システム等の改修は10分の10の補助、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、児童福祉のシステム改修等は3分の2の補助、残りの3分の1については交付税措置されるとの説明がありました。

次に、総務寄附金として、ふるさと納税2名分の寄附を補正するものとの説明がありました。

次に、町債について、土木債の河川債として急傾斜地崩壊対策事業債500万円、これは松本地区の測量設計であります。

次に、教育債の社会教育債として、中央公民館整備事業債4,430万円は、中央公民館の空調設備改修であるとの説明がありました。

歳出では財産管理費の積立金として、ふるさと納税2名分をふるさとづくり基金に積み立てるとの説明がありました。

次に、電算化推進費委託料として、社会保障・税番号制度にかかるシステム開発等の委託があるとの説明がありました。

委員より、ふるさと納税の2名分の金額はどの問いに、20万円と、5万円であり選べる使いみちとして、産業が輝くふるさとづくりに20万円、町政一般に5万円であるとの答弁でした。

また、委員より、システム改修に伴う委託料は今後ふえるのかとの問いに、国の方向性によってはふえる可能性があるとの答弁でした。

全ての審査が終了し、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について、討論を求めましたが討論はなく賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 8番。おはようございます。

平成27年第2回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、6月16日、17日の2日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。なお、現地調査は建設管理課関係では松本地区の急傾斜地、産業振興課関係では四季彩のむらを調査いたしました。

初めに、建設管理課では、まず歳出の土木費の河川総務費の委託料は、自然災害防止事業費で、松本地区の急傾斜地測量設計委託を行うもので、延長は70メートルを予定しており、歳入で県の河川補助金2分の1を充てるとの説明でした。

土木総務費の役務費は、昨年10月漂流物として保管していた船舶が、6カ月間の公告期限までに所有者が名乗り出なかったため処分する手数料との説明でした。委員より、もし船舶の所有者が判明した場合の対応についての問いに、所有者責任における処理を厳粛に対応したいとの答弁でした。

また、今後このようなことが起こらないための対応について、船舶の所有者には注意喚起の指導を徹底するようとの意見がありました。委員より、この船舶漂流物について、潮の流れなどからどこから来たのか特定できないのかとの問いに、特定できないとの答弁でした。

また、法的根拠についての問いに、水難救助法により該当沖合の地方公共団体が処理をするとの答弁でした。

委員より、公告はどのような方法で、またインターネット利用はの問いに、役場の掲示と漂流物に掲示をただけとの答弁でした。

委員より、現在の松本地区の急傾斜地に対する安全対策はの問いに、現在少しずつ崩落

しており、またその下に無縁仏がありその対応に約1年くらい要するため、今後の安全対策については地区住民に説明会を行いたいとの答弁でした。

委員より、急傾斜地の測量及び設計に要する期間と面積はの問いに、期間は6カ月の予定で、面積は約4ヘクタールとの答弁でした。

次に産業振興課では、まず歳入の農林水産業費分担金の尾鈴地区県営事業分担金は、昨年の尾鈴地区給水栓1戸当たり4,800円かける24戸分で、諸収入の雑入の減額は、当初予算の計上項目の誤りによるものとの説明でした。歳出の農林水産業費の農地費は、多面的機能支払交付金補助金で、田畑の農地維持及び長寿命化事業に対する補助金との説明でした。

次に、農村施設費の交流施設費の厨房機器リース料は、高鍋温泉めいりんの里レストランのスチームコンベクションオーブンが、経年劣化により使用できなくなったためリースにより買い換えを行うものとの説明でした。

次に、農政企画費の彩りのむらづくり事業費補助金は、四季彩のむら周辺の彩のむらづくり事業実行委員会に補助するもので、事業内容は、むらコンの開催、田んぼアートの作成、高鍋湿原を活用した学びの場づくり、彩りコンサートなどを計画しているとの説明でした。

委員より、多面的機能支払制度の農地維持及び長寿命化とはの問いに、農地維持支払とは、農地法面の草刈や水路の泥上げなどで、長寿命化とは施設の長寿命化で、水路や農道を改良整備し更新などをするとの答弁でした。

また、めいりんの里の厨房機器をリースにした理由及びメリットについての問いに、金額が高いため保守点検料を含むリースのほうが、より長期に使用できると判断したとの答弁でした。

また、彩りのむらづくり事業が、高鍋町全体の観光事業につながっていないのではないかの問いに、四季彩のむらを中心とした事業で、近くにある温泉や湿原の観光資源をリンクして、相乗効果を上げることで活性化につなげられるようにしたい。

また、雑入で上がっている長寿社会づくりソフト事業費交付金とはの問いに、これは宝くじ事業の地域社会振興財団の交付金で、毎年申請ができ期限はないとの答弁でした。

また委員より、この厨房機器についてはすぐに故障するものではないので、現金で再度交渉したほうが安く買えるのではとの問いに、現在の厨房機器は一度もメンテをしていなかったもので、保守点検を含むリース契約を選択したいとの答弁でした。

また、厨房機材費は高鍋町が全て賄うのかの問いに、備品は高鍋町の資産となっているので町が全て賄うとの答弁でした。

また委員より、尾鈴地区県営事業分担金について担保は確保できているのか、給水栓設置の同意はとれているのかの問いに、同意はとれていないため平成26年度分設置箇所の受益者から改めて給水栓設置同意をとることとし、給水栓設置に係る分担金徴収を確実なものとしたい。また、平成27年度以降については、県が行う給水栓設置位置確認の地権

者立ち会い時に、給水栓設置同意をとるよう進めていきたいとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 5番。おはようございます。

平成27年第2回定例議会本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分の1件です。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、6月16日、17日の2日間、また調査として、小・中学校4校を表敬訪問いたしました。第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第36号関係部分の社会教育課です。

社会教育総務費のコミュニティー助成事業補助金ですが、宝くじの運用益を財源とした自治総合センターからの補助金で、地域コミュニティーに対応するもので、今回は下屋敷自治公民館が採択され、公民館の備品等に整備されるものです。

質疑に入り、委員より、当初予算に上げなかった理由はとの問いに、決定通知が3月末であるため、当初予算に間に合わず補正予算に計上したとの説明でした。

また、委員よりコミュニティー助成事業は全ての公民館に行き渡っているのかとの問いに、現在18の自治公民館から申請が上がっている状況で、順番待ちとのことでした。

次に、社会教育費の公民館費の工事請負費ですが、中央公民館の空調切りかえの点検作業において、空調設備の腐食、腐敗が進み、またガス漏れが懸念されるために改修されるものとの説明です。

委員より、空調設備改修は以前はいつ行われたのかとの問いに、舞台側の空調は今調べられる範囲では、改修の形跡はないとのことでした。また、委員より総括質疑でもありましたが、長寿命化計画は考えていないのか、との問いに、今後検討していくとのことでした。

次に健康保険課です。

介護保険事業費の繰出金ですが、介護保険条例の改正により、介護保険第1号被保険者の第一段階の保険料軽減のため一般会計から介護保険特別会計へ繰り出し、国が2分の1、県が4分の1を負担するものとの説明でした。

委員より、第1号被保険者の第一段階の対象者人数の増減はとの問いに、本算定により人数の増減が見込まれるとのことでした。

委員より、介護保険条例の改正による成果はとの問いに、第一段階の被保険者は一人3,000円の軽減になるとのことでした。

以上で、全ての質疑が終わり、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論します。

今回提案された予算は、住民要望をしっかりと捉え、少ない予算ではありますが、県からの補助などをとりながら、急傾斜地対策、3年間続いているようですが彩りのむらづくりを推進する予算、長寿社会づくり予算をとってきております。コミュニティー事業を計画する実現など、前進することのできるものだと考えます。

また、ふるさと納税についても、議員提案を受け入れられ、返礼品を国からの注意喚起に触れない程度で高鍋町を売り込むチャンスと捉える方向性は評価できます。

総括質疑で提案したように、中央公民館施設については劣化も予想されます。早い段階で長寿命化計画を立て、国などの補助事業に当てはまらないか、早急に検討されることを要望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決いたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第36号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第35号

日程第3. 議案第37号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第35号高鍋町介護保険条例の一部改正について及び日程第3、議案第37号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本2件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 17番。平成27年第2回高鍋町議会定例会において特別委員会に付託されました議案は、議案第35号、37号の2件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、6月15日の1日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に、関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第35号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。

この一部改正は、平成26年度6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、同条が平成27年4月1日から施行されたこと、及び平成27年4月10日に、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、介護保険第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第一段階に該当する方について、平成27年度及び28年度の保険料の額を、現行の2万9,900円から2万6,900円に減額するという条文の追加を行うための一部改正との説明を受けております。

またこの一部改正は、消費税が平成26年4月から8%に引き上げられたことに伴い、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う国の施策であるとの報告も受けております。

委員より、第1号被保険者の保険料減額賦課が100分の5の軽減となった理由はどの問いに、基準額に乗じる割合を、0.5から0.05を越えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合とするという政令によるものとの答弁でありました。

以上質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありま

す。所得段階、第一段階の被保険者の保険料を現行より100分の5軽減することにより、296万9,000円を減額、次に第1号被保険者保険料軽減分を一般会計から繰り入れするとの説明を受けております。

また、繰り出し金の財源内訳は、国2分の1、県4分の1、町4分の1であり、対象者は993人を見込んでいるとのこととあります。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第35号高鍋町介護保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第35号介護保険条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。

国は社会保障充実のためには、消費税アップしかないと断行しました。しかし、国民の消費は冷え込む一方で、やむなくプレミアム商品券計画など消費喚起とする予算などを打ち出しました。

また、介護保険料負担が重いとの国民の批判をかわすねらいで、低所得者の保険料軽減を決めました。この法案には地方自治体は何ら権限がなく、まさか自治体負担を求められるとはと、絶句いたします。

国の政令等の定めがあるので、やむを得ないと思われているかもしれませんが、自分で決めたことへの負担を、自治体へ求めるべきでなく、また、自治体も国が決めたことだからと、断固自治体負担をはねのける必要があったのではないのでしょうか。

首長会も、議長会もあります。反対して自治体負担を減らすべきだと考え反対いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第35号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第37号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論します。

議案第35号で、反対をいたしました。しかし、高鍋町の住民だけ介護保険料軽減の恩恵を受けることできないということはありませんので、自治体負担やむなしと判断し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第4、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第5. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第5、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含めた次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第6. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第6、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成27年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員